

世田谷区介護施設等整備計画（素案）について

1. 主旨

高齢化の進展に伴う要介護・要支援認定者や認知症高齢者の増加等に対応するため、介護が必要な方の地域生活を支えるサービス基盤の整備は、重要な課題である。

区では住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、介護施設等の整備を計画的に推進するため、「世田谷区介護施設等整備計画」の策定を進めており、その検討状況について報告する。

2. 計画の内容

別紙「世田谷区介護施設等整備計画」（素案）のとおり

（1）計画の位置づけ

本計画は、「第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）と整合性を保つ、区の介護施設等の整備に関する計画として策定する。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条に規定する「市町村計画」に該当する計画である。

（2）計画の期間等

計画の期間は、令和3年度～令和5年度の3年間とし、高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査等を踏まえ、高齢者人口や要介護認定者数の推計、施設希望者の状況、事業者の参入動向、整備予定地、さらに在宅サービスの充足等を考慮し、整備目標数を設定する。

なお、現時点においては、要介護認定者数の推計値及び第7期計画期間（令和2年度まで）の施設整備数が確定していないため、整備目標数は調整中であり、今後計画案作成の段階において、財政状況等も踏まえて目標数を確定し、計画に反映させる。

3. 計画策定の進め方

本計画の策定にあたっては、学識経験者、医療関係者、地域住民、介護サービス事業者を構成員とする世田谷区地域保健福祉審議会にて意見を伺う。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月 福祉保健常任委員会 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護
保険事業計画案とあわせて報告

令和3年3月 計画策定

世田谷区介護施設等整備計画 素案

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

令和2年11月

世田谷区

世田谷区介護施設等整備計画

1 計画の基本的事項

(1) 計画の趣旨

【基本理念】

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

少子高齢化の進展に伴い、要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれるだけでなく、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加など社会的介護の必要性の増加や、介護人材を含む労働力人口の減少、社会保障費の給付と負担のアンバランスなど、様々な影響が予測されます。また、区民の生活スタイルの多様化に伴い、住まい方や生活支援サービス、介護サービスに対するニーズの多様化も進むと考えられます。

こうした中で、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025(令和7)年及び団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040(令和22)年を見据え、在宅生活の支援を基本として、区内の各地域・圏域の高齢化の状況や介護施設等の整備状況・利用状況、介護事業者の動向等を踏まえながら、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域密着型サービス、居住系サービス、施設サービスをバランスよく組み合わせ、整備を進めていく必要があります。

区では、基本理念である「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、地域包括ケアシステムの構築の取り組みを進めています。社会情勢の変化を踏まえ、基本理念の実現を目指して、介護施設等の整備を計画的に推進するため、「世田谷区介護施設等整備計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))」との整合性を保つ、区の介護施設等の整備に関する計画として策定します。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(以下、「医療介護総合確保法」という。)第5条に規定する「市町村計画」に該当する計画です。

(3) 計画の対象区域及び施設等

【対象区域】

区内28か所のまちづくりセンターの各管轄地域を、介護保険法第117条第2項第1号における、住民が日常生活を営んでいる地域として地域特性等を総合的に勘案して定める地域(以下、「日常生活圏域」という。)としています。

本計画では、この「日常生活圏域」を医療介護総合確保法第5条第2項第1号における「市町村医療介護総合確保区域」として位置づけています。

* 令和元年7月、用賀圏域の分割により、新たに二子玉川圏域を設け、圏域数が27か所から28か所に増えました。

【対象施設等】

医療介護総合確保法第5条第2項第2号口の厚生労働省令で定める施設
医療介護総合確保法第5条第2項第2号八の厚生労働省令で定める老人福祉施設の一部
広域型の介護施設及び老人福祉施設等

(4) 計画の期間等

「第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))」との整合性を保つ観点から、本計画の期間は令和3年度～令和5年度とし、中長期の視点を踏まえたうえで期間内の目標数を設定します。なお、この期間を以下では「第8期」とし、同様に平成27年度～平成29年度を「第6期」、平成30年度～令和2年度を「第7期」とします。

* 認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、年度ごとの介護サービス量の見込みを定める観点から、令和3年度、令和4年度、令和5年度の整備目標数を設定します。

2 介護施設等整備の中長期的な考え方

(1) 2025(令和7)年に向けて

区では第6期計画の策定に際して、介護施設等整備の中長期的な考え方を定め、第6期及び第7期計画期間中において、この考え方に基づき補助金を活用するなどして整備を推進してきました。第8期計画においては、従前の内容を踏まえ、次に掲げる第1から第3の考え方にに基づき、引き続き計画的な整備を推進します。

なお、整備数については基本的に事業種別ごとに定めるとともに、3年ごとの計画策定時に高齢者人口や要介護認定者数の推移、区民ニーズ等を踏まえ必要に応じて見直します。

【整備の方針】

- 第1 可能なかぎり住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、在宅の要介護高齢者を24時間365日支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の基盤整備・普及を進めます。
- 第2 生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホームや、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進めます。
- 第3 重度の要介護高齢者の生活の場である特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)については、第6期計画において策定した2025(令和7)年を目途とする中長期目標である1,000人分の整備を目指し、計画的な整備を継続します。整備にあたっては、短期入所生活介護や地域の高齢者支援の拠点機能を備えたものとなるよう誘導します。

【配置の基本的な考え方】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、区内地域ごと（世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域）に1か所以上

小規模多機能型居宅介護については、日常生活圏域に1か所以上

看護小規模多機能型居宅介護については、区内地域ごとに1か所以上

認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームについては、いずれかが日常生活圏域に1か所以上

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設については、区内の地域ごとにそれぞれ2か所以上

都市型軽費老人ホームについては、区内の地域ごとに1か所以上

【整備に際しての留意事項】

地域医療介護総合確保基金や都及び区の補助金を活用して、民間事業者による整備を推進します。

引き続き、「配置の基本的な考え方」に照らし、未整備の地域や圏域での整備を重点的に進めます。

整備費補助事業については事業者公募を実施し、地域貢献や低所得者に対する利用者負担軽減など、良質なサービスを提供する事業者の誘導を図ります。また、低所得者に対する利用者負担軽減制度の活用などを働きかけます。

新規施設における安定的な人材の確保の観点から、開設時期が重ならないよう配慮します。

新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況や事業者の参入動向も踏まえ、必要に応じ目標数を調整します。

（2）2040（令和22）年に向けて

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が区内においても増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、2040（令和22）年を見据え、これらの設置状況や利用状況、利用者像等を勘案し、都と情報連携を図りながら、第8期計画を推進していく中で、介護施設等の整備の考え方を確認していきます。

3 施設等の第7期までの整備状況と第8期の整備目標

定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
概要	定期的な巡回訪問または通報に応じた随時訪問により、日中・夜間を通じて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び療養上の世話を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	事業所数	6	2	8
	・第7期計画で示した2025（令和7）年に向けた「配置の基本的な考え方」である「区内の5つの地域ごとに1か所以上」の整備は第7期に達成しました。			
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	事業所数	8	2	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療的ケアを含む柔軟なサービス提供により要介護高齢者の在宅生活を24時間365日支えることのできるサービスです。このサービスの有効性を生かすため、各地域への事業者参入状況を踏まえながら、引き続き計画的な整備を進めます。 ・サービスの普及・定着を図るため、事業者連絡会との連携・協力により医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー向けセミナーを開催するなど、サービス内容の周知・啓発に継続的に取り組めます。 			

夜間対応型訪問介護			
概要	夜間の定期的な巡回訪問または随時通報に応じた訪問により、排せつの介護その他の日常生活上の世話を受けることができます。		
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数
	事業所数	1	1
	2年度末計		
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護への利用者の移行等の影響を想定し、第5～7期計画においては新規整備目標を設定しませんでした。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設された平成24年度以降、年々利用者は減少しています。 		
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標
	事業所数	2	目標数は設定しない
	5年度末計 (目標)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間帯のサービス提供を行う夜間対応型訪問介護の利用者のうち、24時間365日の切れ目のないサービス提供を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスへ移行する事例も見られる一方、訪問介護と夜間対応型訪問介護の併用を選択する利用者も一定数存在します。 ・第8期計画では目標数を設定せず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備状況と利用者ニーズ等の動向を確認しつつ、夜間対応型訪問介護サービスの課題分析を進めます。 		

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）			
概要	認知症の状態にあり介護を必要とする方が、デイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などを受けることができます。		
第7期までの整備状況		29年度末計	30～29年度整備数
	事業所数	26	4・1
	定員	289	25・12 定員減4
	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備圏域は9圏域ありますが、各地域にバランスよく整備されており、送迎ができないような大きな空白地帯はありません。 ・認知症対応型通所介護は、小規模多機能型居宅介護等とともに、専門的な認知症ケアの提供にあわせて家族のレスパイト機能を果たすなど、認知症高齢者の在宅生活を支援する上で重要な役割を担っています。 ・既存施設の平均稼働率や介護給付件数は低下しています。 		
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標
	事業所数	29	目標数は設定しない
	定員	298	
	<ul style="list-style-type: none"> ・他の介護施設等への併設や、認知症高齢者グループホーム等の居間や食堂において行う共用型認知症対応型通所介護の実施について事業者働きかけるなど、未整備圏域を中心に整備誘導を図ります。 ・第8期計画では目標数を設定せず、地域における認知症対応型通所介護サービスの役割や利用者ニーズ等と合わせ、小規模多機能型居宅介護など他サービスの整備状況を勘案し、課題分析を進めます。 ・若年性認知症を含む軽度認知症の方が、主体的かつ意欲的に参加する軽作業やボランティア活動等のデイサービスプログラム（社会参加型プログラム）の実施を事業者働きかけるとともに、成功事例を紹介する等、サービス内容について事業者や利用者・家族等への普及を図ります。 ・機能を十分に発揮しきれず運営が困難になっている事業所については、運営事業者の意向を把握し、小規模多機能型居宅介護等への機能転換も検討します。 		

地域密着型通所介護	
概要	介護を必要とする方が、デイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができます。定員18人以下の事業所。
第8期の整備目標と考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の改正により、平成28年度より通所介護のうち定員18人以下の事業所は、地域密着型サービスとして位置付けられました。 ・既に区内全域に多くの事業所が整備されているため、第8期計画においても第7期計画と同様に具体的な目標数は設定しません。

小規模多機能型居宅介護				
概要	利用者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、利用者の希望に応じ、「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	事業所数	12	2・2	12
	登録定員	317	54・41 定員増9・定員減4	335
	<ul style="list-style-type: none"> ・配置の基本的な考え方として、「小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれかが日常生活圏域に1か所以上」としていますが、小規模多機能型居宅介護が未整備の日常生活圏域は、第7期末時点で19圏域（看護小規模多機能型居宅介護も含めた場合の未整備圏域は16圏域）となる見込みです。 ・現在整備中の案件として、地区会館やあんしんすこやかセンターの跡活用による整備のほか、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームへの併設事業としての整備など、第8期計画期間中の開設に向け5か所の整備が進んでいます。 			
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計 (目標)
	事業所数	12	7	19
	登録定員	335	194	529
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活の継続や家族介護者の負担を軽減するため重要なサービスである小規模多機能型居宅介護は、区内のどの地域に住んでいてもサービスが利用できるよう、日常生活圏域に1か所以上を目指し、第8期計画においては、未整備圏域の解消を計画的に進めるために必要な整備目標を設定します。 ・2025(令和7)年に向けた配置の基本的な考え方として、これまで「小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれかが日常生活圏域に1か所以上」としていましたが、求められる機能や役割が看護小規模多機能型居宅介護と同一ではないため、小規模多機能型居宅介護として独立した目標を設定し、日常生活圏域に1か所以上の整備を目指します。 ・未整備圏域における整備を進めるため、公有地の活用や、区独自の整備費上乗せ補助を実施し整備誘導を図ります。 ・整備費補助の活用により、利用者負担の軽減を考慮した整備誘導を図ります。 			

看護小規模多機能型居宅介護				
概要	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を組み合わせ、「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを家庭的な環境のもとで柔軟に受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	事業所数	2	1	3
	登録定員	47	24・定員増11	82
	・配置の基本的な考え方として、「小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれかが日常生活圏域に1か所以上」としてはいますが、第7期末時点で15圏域が未整備となる見込みです。			
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	事業所数	3	2	5
	登録定員	82	58	140
	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護は、医療的ケアが必要な方も含め、要介護高齢者の在宅生活継続を支えるため重要なサービスであり、2025（令和7）年を見据え区内の全地域でサービスが提供できるよう、整備を推進します。 ・配置の基本的な考え方として、これまで「小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のいずれかが日常生活圏域に1か所以上」としてはいましたが、求められる機能や役割が小規模多機能型居宅介護と同一ではないため、第8期計画では看護小規模多機能居宅介護として独立した目標を設定し、区内地域に1か所以上の整備を目指します。 ・未整備地域における整備を進めるため、公有地の活用や、区独自の整備費上乗せ補助を実施し整備誘導を図ります。 ・整備費補助の活用により、利用者負担の軽減を考慮した整備誘導を図ります。 			

短期入所生活介護（ショートステイサービス）				
概要	特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～29年度整備数	29年度末計
	事業所数	21	5	26
	定員	294	75	369
	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の地域ごとにそれぞれ2か所以上の整備を目指しており、北沢地域（1か所）を除く4地域では2か所以上が整備されています。 ・現在整備中の案件として、特別養護老人ホームへの併設により、第8期計画期間中の開設に向け1か所12人分の整備が進んでいます。 ・ショートステイの整備では、特別養護老人ホームへの併設を進めているほか、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の事業者公募実施の際、「利用しやすい料金設定の短期利用特定施設入居者生活介護（ショートステイ）の実施を積極的に検討すること」を事業者に求めています。 			
第8期の整備目標と考え方		29年度末計	30～34年度整備目標	34年度末計（目標）
	事業所数	26	1	27
	定員	369	12	381
	<ul style="list-style-type: none"> ・都の特別養護老人ホーム等施設整備基本方針では、ショートステイ等のサービスが充足していない場合には、特別養護老人ホーム整備の際、併設ショートステイを整備することを原則としています。 ・一方で、東京都社会福祉協議会都高齢者福祉施設協議会が令和元年度に実施した調査結果では、ショートステイの稼働状況が低下傾向にあることが示されています。 ・区が令和元年度に実施した介護保険実態調査結果によると、居宅介護支援事業所が区で特に不足していると思う介護保険のサービスは、「短期入所生活介護」が最も高い状況にあります。 ・供給側とサービス調整側とのギャップを分析し、第8期計画期間の早い段階において考え方をまとめていきます。 ・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の整備、特定施設入居者生活介護や認知症高齢者グループホームの短期利用などが、特別養護老人ホーム等のショートステイにどのような影響を与えているのかという視点での確認を行います。 ・ショートステイの区内における稼働状況についての調査やケアマネジャーからの聴き取りを実施し、関係事業者の意見等を踏まえながら検討を進めます。 			

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）						
概要	認知症の状態にあり介護を必要とする方が、少人数で共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができます。					
第7期までの整備状況		29年度末計	整備数			2年度末計
			30年度	元年度	2年度	
	施設数	42	2	0	0	44
	定員	801	36・定員減9	0	0	828
	<ul style="list-style-type: none"> ・配置の基本的な考え方として、「認知症高齢者グループホームまたは地域密着型特別養護老人ホームのいずれが日常生活圏域に1か所以上」としてありますが、6圏域が未整備となっています（そのうち北沢地域が5圏域）。 ・現在整備中の案件として、区有地活用などにより、第8期計画期間中の開設に向け2か所27人分の整備が進んでいます。 					
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	整備目標			5年度末計（目標）
			3年度	4年度	5年度	
	施設数	44	2	2	2	50
	定員	828	36	36	36	936
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症になっても住み慣れた地域で、家庭的な環境の中で支えあい、地域住民と交流しながら生活が続けられるよう、2025（令和7）年を見据えた必要数を算定し、計画的な整備を進めます。 ・整備に際しては、都の補助金や未整備圏域を対象とした区独自補助を活用するとともに、土地所有者等に対する補助制度や公募情報の周知を継続的に実施し、認知症高齢者グループホームと地域密着型特別養護老人ホームのいずれもが未整備の6圏域を中心に整備を推進します。 ・公有地活用や整備費補助の活用により、居住環境と利用者負担の軽減を考慮した整備誘導を図ります。 					

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(地域密着型特別養護老人ホーム 定員 29 人以下)

概要	常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方々が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を受けることができます。					
第7期までの整備状況		29 年度末計	整備数			2 年度末計
			30 年度	元年度	2 年度	
	施設数	2	1	0	0	3
	定員	58	29	0	0	87
	<ul style="list-style-type: none"> ・配置の基本的な考え方として、認知症高齢者グループホームまたは地域密着型特別養護老人ホームのいずれかが日常生活圏域に 1 か所以上としていますが、6 圏域が未整備となっています。 ・地域密着型特別養護老人ホームは単独では事業収支の点から経営が厳しく整備が進みにくいため、これまで公有地の活用により整備を進めています。 ・地域密着型特別養護老人ホームも入所指針に基づく入所調整を実施しています。 ・現在整備中の案件として、区有地活用により、第 8 期計画期間中の開設に向け 1 か所 29 人分の整備が進んでいます。 					
第8期の整備目標と考え方		2 年度末計	整備目標			5 年度末計 (目標)
			3 年度	4 年度	5 年度	
	施設数	3	0	1	1	5
	定員	87	0	29	29	145
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活が困難な重度の要介護高齢者の生活の場である特別養護老人ホームは、公有地の活用等の状況を鑑み、第 6 期計画において策定した 2025 (令和 7) 年までの 1,000 人分の目標達成に向けて、整備時期が集中化しないよう配慮を行いつつ、未整備圏域にも開設できるよう、計画的な整備を継続します(定員 30 人以上の特別養護老人ホームを含む)。 ・着実な整備を進めるため、公有地の積極的な活用とともに、都の定期借地契約の前払い地代に対する補助や整備費補助を活用し引き続き整備を推進します。 ・地域密着型特別養護老人ホームは、単独での運営が厳しいため、公有地活用により、他の事業との併設や、本体施設との密接な連携を前提として人員・設備基準の緩和があるサテライト型等による整備を推進します。 					

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 定員 30人以上）				
概要	<p>常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方々が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を受けることができます。</p>			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	施設数	19	5	24
	定員	1,498	460	1,958
	<ul style="list-style-type: none"> ・配置の基本的な考え方として、区内の地域ごとにそれぞれ2か所以上の整備を目指しており、北沢地域（1か所）を除く4地域では2か所以上が整備されています。 ・区外施設の区民枠として9施設177人分の定員を確保しています。 ・現在整備中の案件として、国有地活用により、第8期計画期間中の開設に向け1か所108人分の整備が進んでいます。 			
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計（目標）
	施設数	24	1	25
	定員	1,958	108	2,066
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活が困難な重度の要介護高齢者の生活の場である特別養護老人ホームは、公有地の活用等の状況を鑑み、第6期計画において策定した2025（令和7）年までの1,000人分の目標達成に向けて、整備時期が集中化しないよう配慮を行いつつ、計画的な整備を継続します（定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームを含む）。 ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が区内においても増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、2040年を見据え、これらの設置状況や利用状況、利用者像等を勘案し、都と情報連携を図りながら、第8期計画を推進していく中で整備の考え方を確認していきます。 ・着実な整備を進めるため、公有地の積極的な活用とともに、都の定期借地契約の前払い地代に対する補助や整備費補助を活用し引き続き整備を推進します。 ・特別養護老人ホームが、地域包括ケアシステムの構築において果たすべき役割を踏まえ、その有する資源やノウハウを活用した、地域住民等との世代間も含めた交流、介護講座などの地域支援、ボランティア支援・育成、災害時の福祉避難所としての機能、地域のお休み処としての活用など、社会福祉法人の実情に応じた取り組みを推進します。 ・大規模な修繕工事が必要となる民立の特別養護老人ホームについては、都の補助金に合わせ区の補助金を活用することにより、社会福祉法人による計画的な改修を支援します。 			

《参考》特別養護老人ホームの整備目標について

- 世田谷区では、第6期計画策定時に、2015(平成27)年から2025(令和7)年を見据えた特別養護老人ホーム(定員29人以下の地域密着型を含む)の中長期整備目標として、1,000人分の整備目標を設定しています。
- 今回の第8期計画の策定にあたり、その目標数について改めて検証を行いました。
- 検証の際、第7期計画策定時同様、特養入所申込者のうち令和元年度新規入所者の世田谷区特別養護老人ホーム入所指針における75ポイント以上の人数の割合や、65歳以上要介護認定者予測数に基づき推計したところ、651~727人という結果になりました。
- しかしながら、今後更なる高齢化率の増加や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会生活の変化などが見込まれるなど、一過性の結果となる可能性があります。
- 2040(令和22)年を見据えた際は、引き続き高齢者人口は増加していくことが見込まれており、今後一層の需要増加が予測されます。そのため、現段階では、1,000人分の整備目標を維持していきます。

特養整備の進捗状況と2025(令和7)年までの整備目標

計画期間	第6期	第7期	第8期	第9期	
年度	平成27 ~29	平成30 ~令和2	令和 3~5	令和 6・7	合計
当初計画数	230人	300人	270人	200人	1,000人
整備実績及び修正目標数	104人 (実績)	489人 (実績)	166人	241人	1,000人
期末整備数累計	104人	593人	759人	-	-

第6期計画期間中の1か所50人分の減を含む。

第9期は令和6~8年度であるが、この表では特養整備1,000人分の目標年度に合わせ、令和7年度を終期としている。

世田谷区特別養護老人ホーム入所指針

基準項目	()内はポイント 満点:100ポイント
要介護度	要介護1(5)、要介護2(10)、要介護3(20)、要介護4(25)、要介護5(30)
介護期間	6ヶ月以上(5)、1年以上(10)、1年6ヶ月以上(15)、2年以上(20) 継続して要介護3以上の場合の加点 2年未満(5)、2年以上(10)
介護者等の状況	70歳以上・介護保険の認定を受けている・障害がある・病弱・就労している等の該当項目数 4個以上(20)、3個(15)、2個(10)、1個(5) 家族・親族がいない場合(30)
行動・心理症状	徘徊があり目が離せない・暴力的な行為があり危険等の該当項目数 2個以上(10)、1個(5)

入所申込者の推移（各年度末時点の人数）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
要介護1	124	82	65	30	31	29
要介護2	309	220	164	124	109	89
要介護3	560	496	534	573	539	480
要介護4	597	585	582	646	570	419
要介護5	433	416	409	420	432	314
計	2,023	1,799	1,754	1,793	1,681	1,331

法改正により平成27年度より、入所者は原則として要介護度3以上とされた。

入所申込者の状況（令和2年3月現在 1,331人）

< 要介護度別 >

要介護度	人数	構成比
要介護1	29	2%
要介護2	89	7%
要介護3	480	36%
要介護4	419	31%
要介護5	314	24%
合計	1,331	100%

< 入所申込者の居所 >

待機場所	人数	構成比
居宅	550	41%
病院	208	16%
介護老人保健施設	241	18%
介護療養型医療施設	30	2%
その他	302	23%
合計	1,331	100%

介護老人保健施設				
概要	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所して、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練、日常生活の世話等を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	施設数	9	1	10
	定員	772	100	872
	・配置の基本的な考え方として、区内の地域ごとにそれぞれ2か所以上の整備を目指しており、北沢地域(0か所)と烏山地域(1か所)を除く3地域では2か所以上が整備されています。			
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計(目標)
	施設数	10	1	11
	定員	872	80	952
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設は、医療ニーズの高い高齢者の在宅復帰支援・在宅生活支援の場として、2025(令和7)年を目途とする配置の基本的な考え方である区内の地域ごとに2か所以上の整備に向け、計画的な整備を進めます。 ・整備にあたっては、都の補助金のほか区の上乗せ補助を活用し、介護老人保健施設が地域で担う在宅復帰のための拠点となる在宅強化型の整備誘導を進めます。 			

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）				
概要	介護付き有料老人ホーム等に入所し、入浴、排せつ等の介護または食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を受けることができます。			
第7期までの整備状況		29年度末計	30～2年度整備数	2年度末計
	施設数	70	6・1	75
	定員	4,478	406・61 定員増1・定員減4	4,820
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護の整備は、第5期計画から公募制を導入し、サービスの質の確保とともに地域貢献等に積極的な事業者の参入を図っています。 ・特定施設入居者生活介護の給付費の対前年度伸び率は、第7期も引き続き給付費全体の伸び率を上回る勢いで、金額では令和元年度の給付費全体の約18%、居宅介護全体の約30%を占めています（特養は給付費全体の約13%）。 ・令和2年度末整備見込数のうちサービス付き高齢者向け住宅が5か所272人分あります。 			
第8期の整備目標と考え方		2年度末計	3～5年度整備目標	5年度末計 (目標)
	施設数	75	3	78
	定員	4,820	180	5,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護付き有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護は、公募による事前相談を引き続き行い、計画的な整備を進めます。 ・介護付き有料老人ホームは、区民の多様なニーズに対応したサービスを提供できる住まいとして、また、特別養護老人ホームの代替機能としても重要な役割を担っていることから、入居者が安心して生活ができるサービス提供体制とともに、区民の優先的な入居、看取りや医療的ケアへの対応、併設事業による在宅の要介護高齢者に対するサービス提供、地域貢献事業等の実施、災害時の地域連携などに積極的な事業者の整備を誘導するとともに、広範な所得階層に対応した料金設定についても配慮した整備誘導を図ります。 ・同じ区南西部圏域に含まれる目黒区、渋谷区及び23区平均と比較すると世田谷区の整備率は非常に高く、特定施設入居者生活介護の整備は相当程度進んでいる状況と考えられることから、第8期計画ではその点を踏まえた整備目標とします。 ・事前相談制度（公募）により開設した施設については、運営開始後の実地調査を実施し、公募での提案事項が着実に実施されるよう取り組みます。 			

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型特定施設）	
概要	特定施設入居者生活介護等のうち、定員 29 人以下のもので、要介護認定（要支援を除く）を受けた区民のみ利用できます。
第 8 期の整備目標と考え方	<ul style="list-style-type: none"> 区内には 1 か所もありません。 定員 29 人以下の地域密着型特定施設入居者生活介護の整備は、民間事業者の参入意向や事情によるところが大きいいため、第 7 期計画まで整備目標を設定しませんでした。第 8 期計画においても具体的な目標数は設定しません。

都市型軽費老人ホーム				
概要	60 歳以上で自立した生活に不安のある方が、低額な料金で入所して、食事の提供その他日常生活に必要な世話を受けることができます。			
第 7 期までの整備状況		29 年度末計	30～2 年度整備数	2 年度末計
	施設数	8	2	10
	定員	140	40	180
	<ul style="list-style-type: none"> 配置の基本的な考え方として、区内の地域ごとに 1 か所以上の整備を目指していましたが、第 6 期計画期間中に全地域で整備されました。 現在整備中の案件として、第 8 期計画期間中の開設に向け 1 か所 20 人分の整備が進んでいます。 			
第 8 期の整備目標と考え方		2 年度末計	3～5 年度整備目標	5 年度末計（目標）
	施設数	10	3	13
	定員	180	60	240
	<ul style="list-style-type: none"> 第 7 期計画期間中に開設した新規施設は開設後すぐに満室となり、高い稼働状況にあるとともに、依然として 100 人近くの方が入居待ちの状況です。 都市型軽費老人ホームは、比較的 low コストな料金で入居できる見守りがついた住まいであり、在宅で自立した生活を送ることが不安な高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、引き続き整備を推進します。 補助事業については引き続き事業者公募を実施し、より質の高い事業者の整備誘導を図ります。 			

養護老人ホーム	
概要	65 歳以上で、環境上の理由と一定の経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が区の措置により入所します。
第 8 期の整備 目標と 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・区内には 1 か所 70 人分が整備されています。 ・被措置者数が減少傾向にあることから第 7 期計画まで整備目標を設定しませんでした。第 8 期計画においても具体的な目標数は設定しません。 ・今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、適切に対応していきます。

住宅型有料老人ホーム	
概要	有料老人ホームのうち、介護サービスを当該施設の従業者が提供しないもの。介護が必要になった場合は、入居者が個々に契約した居宅サービス等を利用します。
第 8 期の整備 目標と 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・届出に際しての事前協議では、事業者に対して、都の指針遵守や入居者に対する契約内容のわかりやすい説明の実施などを求め、高齢者が安心して入居し生活ができる施設の誘導を図ります。 ・老人福祉法に基づく届出がない有料老人ホームを把握した際は、届出先である都と連携し届出勧奨を進めます。 ・民間事業者による整備が基本であることから、第 8 期計画においても第 7 期計画までと同様に具体的な目標数は設定しません。

サービス付き高齢者向け住宅	
概要	高齢者の生活に適したバリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談サービスが付いた住まいで、60 歳以上または要介護、要支援認定を受けた方が入居できます。高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、登録基準を満たした住宅が都に登録されます。
第 8 期の整備 目標と 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りや生活相談が受けられる高齢者の「住まい」という地域包括ケアシステムにおける役割をふまえ、整備を検討する事業者に対しては、地域密着型サービスや医療サービスの併設や連携を働きかけていきます。 ・第 8 期計画においても第 7 期計画までと同様に具体的な目標数は設定しません。

4 日常生活圏域ごとの整備目標

(1) 第 7 期における整備状況 (令和 2 年度末見込み)

総合支所		地域密着型サービス											単位: 箇所 (人)					
		まちづくりセンター	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者グループホーム	地域密着型特別養護老人ホーム	ショートステイ	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	都市型軽費老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅		有料老人ホーム		
														うち特定施設入居者生活介護		うち特定施設入居者生活介護		
世田谷	池尻			1 (24)	2 (53)		1 (18)											
	太子堂							1 (54)		1 (130)						1 (47)		
	若林					1 (24)	1 (27)						1 (6)					
	上町			2 (24)			2 (27)		1 (10)	1 (58)	1 (63)	1 (20)			7 (242)	3 (162)		
	経堂	1	1	2 (24)			2 (36)							2 (63)		3 (378)	3 (378)	
	下馬			2 (22)	1 (29)		2 (36)	1 (29)	2 (14)	2 (155)						2 (139)	2 (139)	
	上馬						1 (18)											
	1	1	7 (94)	3 (82)	1 (24)	9 (162)	1 (29)	4 (78)	3 (213)	2 (193)	1 (20)		3 (69)	0 (0)	13 (806)	8 (679)		
北沢	梅丘			1 (12)												1 (30)	1 (30)	
	代沢																	
	新代田			1 (3)			1 (18)											
	北沢			1 (12)				1 (25)	1 (100)									
	松原	1		1 (12)							1 (100)					2 (135)	2 (135)	
	松沢			1 (12)								1 (20)		1 (33)				
	1	0	5 (51)	0 (0)	0 (0)	1 (18)	0 (0)	1 (25)	1 (100)	1 (100)	1 (20)		1 (33)	0 (0)	3 (165)	3 (165)		
玉川	奥沢				1 (29)		1 (27)									2 (91)	1 (79)	
	九品仏			1 (12)			1 (18)									1 (42)	1 (42)	
	等々力			1 (12)	1 (29)		1 (18)		2 (15)	2 (112)			1 (32)		8 (372)	7 (365)		
	上野毛	1		1 (12)		1 (29)	2 (45)						4 (321)	1 (75)	3 (126)	2 (89)		
	用賀	1				1 (29)	2 (36)		1 (8)	1 (58)			4 (226)		10 (978)	7 (579)		
	二子玉川			1 (3)			1 (9)		2 (48)	1 (144)	1 (156)				6 (278)	4 (184)		
	深沢	1			2 (58)		1 (27)		1 (12)	1 (96)	1 (50)	1 (10)	1 (19)		7 (343)	4 (274)		
	3	0	4 (39)	4 (116)	2 (58)	9 (180)	0 (0)	6 (83)	5 (410)	2 (206)	1 (10)		10 (598)	1 (75)	37 (2,230)	26 (1,612)		
砧	祖師谷						2 (36)						1 (30)	1 (38)	4 (178)	3 (169)		
	成城	1	1	3 (31)				1 (29)	2 (28)	2 (154)		1 (10)	2 (109)		5 (402)	4 (344)		
	船橋			2 (15)	2 (54)		4 (81)		2 (30)	3 (289)		2 (40)	1 (83)		8 (383)	6 (362)		
	喜多見			2 (24)	1 (25)		9 (162)		2 (28)	2 (150)	3 (236)	2 (40)	1 (53)		8 (465)	8 (465)		
	砧			1 (3)			3 (54)		1 (4)	1 (60)	1 (77)	1 (20)	1 (51)	1 (55)	3 (196)	2 (134)		
	1	1	8 (73)	3 (79)	0 (0)	18 (333)	1 (29)	7 (90)	8 (653)	4 (313)	6 (110)		6 (326)	2 (93)	28 (1,624)	23 (1,474)		
烏山	上北沢				1 (29)		1 (27)	1 (29)	2 (29)	1 (100)		1 (20)	2 (77)	1 (40)	3 (173)	2 (118)		
	上祖師谷			3 (26)			3 (63)		2 (25)	2 (179)			2 (100)	1 (64)	6 (355)	5 (336)		
	烏山	2		2 (15)	1 (29)		3 (45)		4 (39)	4 (303)	1 (60)		6 (197)		5 (289)	3 (164)		
	2	0	5 (41)	2 (58)	0 (0)	7 (135)	1 (29)	8 (93)	7 (582)	1 (60)	1 (20)		10 (374)	2 (104)	14 (817)	10 (618)		
合計	箇所	8	2	29	12	3	44	3	26	24	10	10	30	5	95	70		
	人数			298	335	82	828	87	369	1,958	872	180	1400	272	5,642	4,548		

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の(人数)は登録定員。
サービス付き高齢者向け住宅は、入居が開始されている箇所数及び戸数。

(2) 第8期における整備目標(令和3年度~令和5年度見込み)

単位:箇所(人)

総合支所	まちづくりセンター	地域密着型サービス							ショートステイ	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	都市型軽費老人ホーム	特定施設入居者生活介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者グループホーム	地域密着型特別養護老人ホーム					
世田谷	池尻	2	-	-	2 (58)	2 (58)	1 (18)	1 (29)	1 (12)	1 (108)	1 (80)	3 (60)	3 (180)
	太子堂												
	若林												
	上町												
	経堂												
	下馬												
上馬													
2 (58) 1 (18) 1 (29) 1 (12) 1 (108)													
北沢	梅丘	2	-	-	1 (25)	1 (25)	1 (18)	1 (29)	1 (12)	1 (108)	1 (80)	3 (60)	3 (180)
	代沢												
	新代田												
	北沢												
	松原												
	松沢												
1 (25) 1 (29)													
玉川	奥沢	2	-	-	1 (24)	2 (58)	1 (18)	1 (29)	1 (12)	1 (108)	1 (80)	3 (60)	3 (180)
	九品仏												
	等々力												
	上野毛												
	用賀												
	二子玉川												
	深沢												
1 (24)													
砧	祖師谷	2	-	-	1 (29)	2 (58)	1 (18)	1 (29)	1 (12)	1 (108)	1 (80)	3 (60)	3 (180)
	成城												
	船橋												
	喜多見												
	砧												
1 (29) 1 (9)													
烏山	上北沢	2	-	-	2 (58)	2 (58)	1 (18)	1 (29)	1 (12)	1 (108)	1 (80)	3 (60)	3 (180)
	上祖師谷												
	烏山												
4 (81)													
合計	箇所	2	-	-	7	2	6	2	1	1	1	3	3
	人数	-	-	-	194	58	108	58	12	108	80	60	180

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の(人数)は登録定員。
 整備中または整備が検討されているもののみを地域別内訳の欄に記載。

(3) 第8期における整備状況(令和5年度末見込み)

単位:箇所(人)

総合支所	まちづくりセンター	地域密着型サービス							ショートステイ	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	都市型軽費老人ホーム	特定施設入居者生活介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症高齢者グループホーム	地域密着型特別養護老人ホーム					
世田谷	池尻	10	2	29 (298)	5 (140)	10 (180)	2 (58)	5 (90)	4 (321)	11 (952)	13 (240)	78 (5000)	
	太子堂												
	若林												
	上町												
	経堂												
	下馬												
	上馬												
					5 (140)	10 (180)	2 (58)	5 (90)	4 (321)				
北沢	梅丘	10	2	29 (298)	5 (140)	9 (180)	1 (25)	6 (83)	5 (410)	11 (952)	13 (240)	78 (5000)	
	代沢												
	新代田												
	北沢												
	松原												
	松沢												
					1 (25)	1 (18)	1 (29)	1 (25)	1 (100)				
					1 (25)	1 (18)	1 (29)	1 (25)	1 (100)				
玉川	奥沢	10	2	29 (298)	5 (140)	9 (180)	1 (25)	6 (83)	5 (410)	11 (952)	13 (240)	78 (5000)	
	九品仏												
	等々力												
	上野毛												
	用賀												
	二子玉川												
	深沢												
					5 (140)	9 (180)	1 (25)	6 (83)	5 (410)				
砧	祖師谷	10	2	29 (298)	4 (108)	19 (342)	1 (29)	7 (90)	8 (653)	11 (952)	13 (240)	78 (5000)	
	成城												
	船橋												
	喜多見												
	砧												
					4 (108)	19 (342)	1 (29)	7 (90)	8 (653)				
烏山	上北沢	10	2	29 (298)	2 (58)	7 (135)	1 (29)	8 (93)	7 (582)	11 (952)	13 (240)	78 (5000)	
	上祖師谷												
	烏山												
					2 (58)	7 (135)	1 (29)	8 (93)	7 (582)				
整備地域は不問					2 (58)	4 (81)	2 (58)						
合計	箇所	10	2	29	19	50	5	27	25	11	13	78	
	人数	-	-	298	529	140	936	145	381	2066	952	5000	

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の(人数)は登録定員。
 整備中または整備が検討されている案件については、それを地域別内訳の欄に反映。

5 計画の進行管理等

(1) 計画策定等における区民等の意見反映

本計画の作成、変更及び評価にあたっては、学識経験者、医療関係者、地域住民、介護サービス事業者を構成員とする世田谷区地域保健福祉審議会を活用して行います。また、必要に応じ地域密着型サービス運営委員会へ情報提供を行います。

(2) 整備に要する費用についての考え方

区では、本計画に示す施設等の整備については、民間事業者による整備を想定します。また、地域医療介護総合確保基金等を活用して整備助成を行うことにより、その整備を促進します。整備に要する費用、地域医療介護総合確保基金の額の算定のために必要な事項等については、別途調整するものとします。